



# 2020年合格目標 宅地建物取引士



直前期は林道場におまかせ!

合格に必要な知識を総まとめ!

## 18時間で総まとめ・ ブラッシュアップ講座



通信・全6回

時間のない直前期は、合格に必要な知識だけをまとめたい……そんな方におすすめなのが林道場! Web・DVD形式の講義で、繰り返し視聴しながら一気に合格レベルまで到達できます!

全科目一括  
お申込特典

- ① 免除科目の対策はおまかせ! 「免除科目これだけサブノート」付き!!
- ② 試験当日に慌てない! 試験当日のチェックリスト付き!!

※免除科目これだけサブノート、試験当日のチェックリストは、全科目一括でお申込いただいたお客様のみへの特典です。  
※免除科目はレジュメのみ発送いたします。講義はございません。  
※特典発送日 20/9/8(火)



こんな方におすすめ!

- 合格に必要な知識を短時間で総まとめしたい方
- 一通りのインプットを終えたが、知識の定着に不安のある方

## 8/4 発送・視聴開始!

- 使用教材 特製オリジナルレジュメ (受講料込)
- 講義科目 / 時間 全6回 18時間  
権利関係 2回 計6時間  
宅建業法 2回 計6時間  
法令上の制限・税・他 2回 計6時間
- 受講料

申込形態		一般価格 (税込)	講座コード
通信	全科目一括	Web 33,000円 DVD 35,200円	TB20289
	科目別	Web 13,200円 DVD 14,300円	

科目別の場合、「権利関係」、「宅建業法」、「法令上の制限・税・他」各2回でひとまとめの販売となります。  
本講座の視聴期限は2020年10月17日(土)までとなります。

【解約返品について】お客様がコース・講座を注文された場合のご注文取消し、解約等については、「LEC申込規約」第3条【解約・返金等】をご参照ください。  
※GO!GO!ポイントおよび割引クーポンを含む全ての割引制度は、ご利用いただけません。



林 秀行  
LEC 専任講師

本講座は「合格に必要な知識の総まとめをしたい方」に最適です。特製の講義レジュメを使用し、宅建試験で必要とされる重要知識が短時間で習得できます。Web・DVDの講座ですので、ご自身のペースで視聴しながら一気に合格レベルに到達することができます!

れっく LEC 東京リーガルマインド

お電話での申込み・講座のお問合せ  
LECコールセンター



0570-064-464

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10

■ 平日 9:30~20:00 ■ 土・祝 10:00~19:00 ■ 日 10:00~18:00

www.lec-jp.com

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。  
※固定電話・携帯電話共通(一部のPHS・IP電話からのご利用可能)。  
※回線が混雑している場合はしばらくたってからおかけ直し下さい。

この広告物は発行日現在のものであり事前の告知なしに変更する場合があります。予めご了承下さい。発行日:2020年7月1日/有効期限:2020年10月17日  
著作権者 株式会社東京リーガルマインド © 2020 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

TV2005015



# 18時間で総まとめ・ブラッシュアップ講座 特製レジュメのココがすごい!

本講座で使用する重要知識をコンパクトに凝縮した「特製レジュメ」は、そのまま本試験当日までフルに使える、「これだけで大丈夫!」という貴方の強力なサブノートになります!

## レジュメサンプル

### 宅建総まとめ講座 ブラッシュアップ 権利関係

LEC東京リーガルマインド 複写・頒布を禁じます

**<占有の承継>**  
Aが善意無過失で、所有の意思をもって、平穩・公然にB所有土地を2年間占有した後、悪意のCにその土地を売却し、Cが8年間占有した場合、Cは時効により当該土地所有権を取得する。

**<代理占有>**  
Aが自分の土地でないことを知りながら、所有の意思をもって、平穩・公然にB所有の土地を2年間占有した後、Cにその土地を18年間賃貸した場合、Aは、当該土地の所有権を時効取得する。

**<時効完成「前」の第三者>**  
Aが自分の土地でないことを知りながら、所有の意思をもって、平穩・公然にB所有の土地を17年間占有した時点で、BがCにその土地を売却したものの、Aがそのまま占有を継続したため取得時効が完成した場合、Aは、登記がなくても、時効による土地所有権の取得をCに対抗することができる。

ブラッシュアップ権利関係 (17)

### 宅建総まとめ講座 ブラッシュアップ 宅建業法

LEC東京リーガルマインド 複写・頒布を禁じます

**☆事務所・事務所以外の場所**

	標識	成年者である専任の宅建建物取引士	従業者名簿 帳簿 報酬額の揭示	案内所等の届出
事務所	○ <sup>標識※1</sup>	○ 従業者5名に1名以上	○	○
事務所以外	○ <sup>標識※2,5</sup>	○ 少なくとも1名	×	○
事務所以外	○ <sup>標識※3,4</sup>	×	×	×
取引物件の所在場所	○ <sup>標識※4</sup>	×	×	×

**☆案内所等の届出**

届出期間	業務開始の10日前まで
届出事項	所在地、業務内容、業務を行う期間、専任の宅建建物取引士の氏名
届出先 (2カ所)	・免許権者 (都道府県知事免許の場合は直接、国土交通大臣免許の場合は案内所等の所在地を管轄する都道府県知事を経由) ・案内所等の所在地を管轄する都道府県知事

注) 「事務所以外の場所」において、代理・媒介を行う場合には、依頼者(売主等)の商号・名称、免許証番号を記載しなければならない<sup>標識※5,6</sup>。また、クーリング・オフ制度の適用がある場合には、その旨を記載しなければならない<sup>標識※7,8</sup>。  
注) 同一の物件について、売主である宅建業者および媒介・代理を行う宅建業者が同一の場所において業務を行う場合には、いずれかの宅建業者が専任の宅建取引士を1名以上置けば足りる。これに対し、不動産フェア等複数の宅建業者が異なる物件を取り扱う場合には、各宅建業者ごとに1人以上の専任の宅建取引士を置く必要がある。

**<標識※2>**

宅建建物取引業者票	
免許証番号	○〇知事(1)第123456号
免許有効期間	年月日から 年月日
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所にかかれて いる専任の宅建建物取引 士の氏名	
主たる事務所の所在地	
業務の種類	契約の締結・契約の申込 の受理等
この場所における業務 の内容	取扱う宅地 建物の内容 所在地

**<標識※3>**

宅建建物取引業者票		
免許証番号	○〇知事(1)第123456号	
免許有効期間	年月日から 年月日	
商号又は名称		
代表者氏名		
主たる事務所の所在地		
この場所における業務 の内容	業務の種類	案内等
	取扱う宅地 建物の内容	名称 所在地
この場所において契約締結については、宅建建物取引業 法第31条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があ ります。		

(10) ブラッシュアップ宅建業法



図解で重要ポイントが一目瞭然!  
あやふやな部分もスッキリ明快!



必要最低限の項目だけをまとめているので、高速チェックに最適!



## 直前期に林講師が強調されていた箇所が出題され、貴重な3点を獲得!!!

中村 正治 様 [2019年再チャレンジ合格フルコース+スーパー合格講座] 受講

林講師の講義では、自らの不勉強を厳しく見抜かれるため、理解できた点・できない点を明確にして質問しました。それが理解に大変役立ちました。また、直前期に林講師が強調されていた箇所が出題され、貴重な3点を獲得できました。